

第19回 太田川河川整備懇談会

日時：令和7年10月14日（火）10時00分～12時03分

場所：太田川河川事務所1階会議室

1. 開 会

○事務局（藤井副所長） それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第19回太田川河川整備懇談会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます、太田川河川事務所副所長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

会の開催に先立ちまして、報道機関の皆様にはお願いです。受付で配付させていただきました資料に、傍聴に当たっての注意等を記載しました傍聴要領がありますので、要領に従って御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、議事次第にあります内容で進めさせていただきます。閉会は座長への取材も含めまして12時頃を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、座って御説明させていただきます。

では続きまして、皆様に配付しております本日の資料の確認をお願いいたします。

配付資料は、第19回太田川河川整備懇談会配付資料一覧に記載しております。まず、議事次第、委員名簿、配席図になります。それから資料番号は資料の右肩に記載しております、資料-1として、太田川河川整備懇談会規約改正（案）、資料-2として、公開規定と傍聴要領、資料-3として、太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の点検、資料-4として、太田川直轄河川改修事業に関する事業再評価、資料-5として、欠席委員からの御意見、参考資料-1として、太田川直轄河川改修事業に関する事業再評価の費用便益比(B/C)算定等資料、以上7分冊になります。

不足や落丁などありましたら事務局までお声かけください。モニターにも表示させていただきますので、併せて御確認ください。

では、開催に当たりまして、太田川河川事務所長の金銅より挨拶申し上げます。

2. あいさつ

○事務局（金銅所長） 太田川河川事務所長をしております金銅でございます。

まず、委員の皆様方、本日は大変お忙しい中、この太田川河川整備懇談会、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の懇談会ですけれども、その太田川の河川整備に関する御審議、これをお願いしたいと思っているわけですが、この太田川、流域の関係機関の皆様と一緒に進めております「水の都ひろしま」構想というのがございますけれども、要はその顔であると考えているところでございます。

したがいまして、太田川水系の河川整備におきましては、その流域の環境、それから歴史文化といったいろんな要素との調和、これを図りながら、その価値を次世代に引き継いでいくということをしつかりと進めていく必要があると考えているところでございますけれども、同時に、昨今、全国的に豪雨災害というのが激甚化、頻発化しております。そういった状況の中で、流域の皆様方の安全、または安心な暮らし、これを守っていくということも我々の重要な使命と考えているところでございます。

そのため、最近では平成30年7月豪雨というのがございましたけれども、その中で、この太田川支川の三篠川というところが、特に被災したわけですが、そういったところを含めて、流下能力をしつかりと確保していくための河道の整備、また、広島市の街地が広がっている下流の、いわゆるデルタ域までの高潮対策とか、あるいは堤防の耐震対策といったような治水対策を、本日、御審議これからいただきますその河川整備計画にのっとり、我々順次進めさせていただいているところでございます。

それから、こういったハードの対策だけではなくて、その被害の軽減につながる流域治水と言われる様々な取組についても関係機関や地域の皆様方と連携して進めていく必要があると考えているところであります。

本日の懇談会で、そういった中で特に具体で2点御審議いただきたい事項がございます。

1点目としては、まず、このような太田川水系の、河川整備計画の進捗状況、これについて御審議をお願いしたいということでございます。

なお、太田川におきましては、先ほども少し申し上げました気候変動による影響ということで、将来的な降雨量の増加、これを見据えて長期的な河川整備の方針であります。河川整備基本方針、これを昨年末に変更しているところです。

その中で治水計画の基本となる、その基本高水のピーク流量、これも引き上げていくところでございます。したがいまして、本日、これから御審議をお願いする今の河川整備計

画につきましても、今後、こういった河川整備基本方針を踏まえて、見直しを検討していくということが必要であろうかと考えているところでありますけれども、本日は、まず、その前提となる現在の河川整備計画の進捗状況について御審議いただきということでございます。それが一点。それともう一点は、この河川整備計画に基づき進めております太田川直轄河川改修事業です。これにつきまして5年ごとに実施することになっております、事業の再評価です。これのタイミングになってございますので、その再評価の内容ということにつきましても御報告させていただきますので、この場で御審議を賜ればと思っております。

委員の皆様方には、限られた時間でございますけれども、ぜひ忌憚のない意見をいただきますようお願いしまして、冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 続きまして、本日御出席いただいております太田川河川整備懇談会委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の議事次第の次のページにあります委員名簿の順に従いまして御紹介いたします。

まず、広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授の内田委員でございます。

○内田委員 広島大学の内田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 広島大学名誉教授の河合委員でございます。

○河合委員 河合です。よろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 広島市植物公園 元園長の世羅委員でございます。

○世羅委員 世羅でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） なお、世羅委員につきましては、昨年、広島大学名誉教授の中越委員が御逝去されましたので、その後任として委員をお願いしております。

では続きまして、岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授、近森委員でございます。

○近森委員 近森です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 日本野鳥の会 広島支部、日比野委員でございます。

○日比野委員 日比野です。よろしくどうぞ。

○事務局（藤井副所長） 広島工業大学 工学部建築工学科教授、福田委員でございます。

○福田委員 福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 広島大学名誉教授、山崎委員でございます。

○山崎委員 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） 中国経済連合会 常務理事の山本委員でございます。

○山本委員 山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（藤井副所長） なお、山本委員につきましても、中国経済連合会専務理事の谷口委員が諸事情により、本委員会を退任されましたので、その後任としてお願いしております。

なお、広島市立大学 芸術学部デザイン工芸学科 准教授の藤江委員につきましては、本日御欠席となっております。

以上、8名の委員に御出席をいただいております。

本日の委員は全委員9名のうち8名の委員の参加をいただいておりますので、規約第5条第2項の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立するを満たしております。本会議が成立していることを御報告いたします。

3. 審 議

○事務局（藤井副所長） 続きまして、会議の開催に当たりまして、規約の改正がございますので資料について事務局から説明させていただきます。

○事務局（和田課長） 事務局から説明をさせていただきます。

説明資料は右肩に資料－1と記載されております。太田川河川整備懇談会規約（案）というところがございます。

規約の改正の部分を新旧対照表で比較しておりますので、ページをめくっていただきまして、7ページ目を御覧ください。

こちらの規約の改正の部分は委員名簿の箇所でございます。左側が改正前の名簿で右側の赤い下線を引かせていただいている部分が、このたび改正をさせていただきたいというところがございます。

資料－1の説明につきましては以上でございます。

○事務局（藤井副所長） 規約改正（案）について御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、規約につきましては御了承いただいたものとしまして、今後はこれに従って進めさせていただきます。

次に、資料－2の公開規定と傍聴要領について事務局から説明いたします。

○事務局（和田課長） 続けて御説明します。右肩に資料－2と記載がしてある資料を御

覧ください。

太田川河川整備懇談会公開規定というものでございまして、目的は、本規定は、太田川河川整備懇談会規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものであるというものでございます。

懇談会の公開というところでございます。第2条でございますが、懇談会は原則公開とする。ただし、特別の事情により懇談会が必要と認めるときは、この限りではない。

その後、懇談会開催の周知というところで第3条でございます。懇談会の開催が決まった場合、その日時、場所、傍聴手続等について、速やかに国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所のウェブサイト、以下、ウェブサイトといたしますけれども、により一般に周知することとしております。

また、次の第4条でございますけれども懇談会の傍聴、これは傍聴を、懇談会を傍聴するものは、あらかじめ事務局に申入れ許可を受けたものに限る。2、懇談会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。3、座長は、傍聴者が議事進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他懇談会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退出を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。4、傍聴者は事務局の指示に従わなければならないというものでございます。

続けまして、資料の配付についてでございます。第5条、懇談会で委員に配付されるものは、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、懇談会の場で傍聴人にも配付する。

資料等の公開につきましては第6条でございます。懇談会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。2、事務局は懇談会終了後に速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表するというように規定がございます。

続きまして、裏をめくっていただきまして傍聴要領でございます。

こちらは目的としまして、本要領は、河川整備懇談会、以下、懇談会というのを公開規定第4条の条項に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものでございます。

受付としましては第2条、事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴希望する者は傍聴人受付にて住所及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とする。人数は傍聴席の数までとする。受付の開始は懇談会開始予定時刻の1時間前とする。

入室、第3条でございます。傍聴人受付は受付を終了した者の、会場への入室は懇談会開始予定時刻の10分前、懇談会開始後の入室は認めません。なお、受付を終了していない者の入室も認めません。

懇談会の傍聴でございます。第4条、傍聴人は、以下の事項を尊重するものとする。1、懇談会の撮影、録画をしてはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。2、懇談会の録音をしてはならない。3、発言、私語、談論等を行ってはならない。4、発言への批判、可否の表示、ヤジ、拍手は行ってはならない。5、プラカードを掲げる等の行為や鉢巻き、腕章の類をしてはならない。6、ビラ等の配付を行ってはならない。7、みだりに傍聴席等離れてはならない。8、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。9、前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。というところで、第5条では、退出の措置。座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退出を命じることができるものとし、事務局に適切な措置を行うよう命じることができると記載しております。

公開規定と傍聴規定につきましては、傍聴要領につきましては、以上でございます。

○事務局（藤井副所長） それでは、議事に入らせていただきます。

報道関係の皆様におかれましては、これ以降の撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

これから先の進行につきましては、規約第4条第2項により座長の進行でお願いいたします。内田座長、よろしくをお願いいたします。

○内田座長 広島大学の内田です。改めてよろしく申し上げます。

本日は広島市を形成する太田川の河川整備に関する審議ということで、重要な会議かと考えております。冒頭、御挨拶ありましたように気候変動や社会情勢が変化する中、課題は多いところではありますが、それでもやるべきことをやっていかないといけないということで、皆様からは、現在の河川整備計画の進捗状況等について忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、ここから座って進行させていただきたいと思っております。

議事に沿って、今、審議の議題－1の規約改定案については、審議が終わってございますので、議題－2の「太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の点検」ということで、資料－3の説明を事務局から申し上げます。

○事務局（和田課長） 御説明いたします。資料は右肩に資料－3というもので、A4の

横で少し分厚い冊子になってございます。タイトルとしては「太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】の点検」というものでございます。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

今回の河川整備計画【大臣管理区間】の点検についての、そもそもの立てつけについて御説明させていただきます。太田川の河川事業は、令和2年11月策定の太田川水系河川整備計画変更に基づいて行っているものでございます。

なお、令和5年7月にも河川整備計画変更してございますけれども、このときは整備メニューの変更はなく、洪水調節機能の向上というものを明記しているものでございます。河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、地域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものでございます。

河川整備計画の点検は事業再評価の実施時期等を勘案して計画的に実施するものとともに、その点検に当たっては必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされています。

点検の結果、計画の見直しが必要であれば、現在の河川整備計画に基づき、引き続き河川整備を実施するといったものでございまして、下の表のようなものがございますけれども、こちらの流れで点検を進めてまいりたいと思っております。

おめくりいただきまして、2ページ目でございます。こちらは河川整備計画策定以降の現在までの経緯でございます。

まず初めに、平成23年5月に太田川水系の河川整備計画の当初を策定しております。その後、平成30年7月豪雨を受けまして、令和2年11月に太田川水系の河川整備計画を変更しております。このときに先ほども申しましたけれども、整備メニューの変更を行っております。

その後、令和5年7月に洪水調節機能の向上の方策というものを明記してございます。

その後、令和6年12月には、太田川水系の河川整備基本方針を変更してございます。こちらは今回の整備計画の点検には該当しないですけれども、次のページで基本方針の変更について御紹介させていただきます。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

基本方針変更の概要を示したものでございますけれども、概要としましては、長期的な河川整備の目標となる洪水の規模というものを基本高水のピーク流量と呼んでおりますけ

れども、これの基準地点である玖村において12,000 m³/sから14,000 m³/sに変更してございます。

こちらのグラフは左下のグラフを見ていただくと分かりやすいかと思えますけれども、前の計画が12,000 m³/sだったものを、14,300 m³/sまで気候変動を加味して引き上げております。ただし、玖村地点における河道への配分の流量は8,000 m³/sで変えていないというところで、その増えた分は上流の洪水調節施設等で配分をするという考えで計画策定を行いました。そういったところが主な概要でございます。

続きまして、本整備計画の点検に関する資料というところで4ページ目以降でございます。

まず、めくっていただきまして、流域の概要というところで6ページ目でございます。

皆さん、よく御存じかもしれませんが、太田川は広島県の西部に位置してございまして、その源を広島県廿日市市吉和の冠山に源を発しております。山間地を蛇行し、蛇行を繰り返しながら広島市街を流下、広島湾に注ぐという流域面積1,710 km²、幹川流路延長103 kmの一級河川でございます。

太田川下流部の広島市は中四国唯一の百万人都市で、広島市街地は下流デルタ域に形成された平地に、流域内の人口が集中しているといったところでございます。

おめぐりいただきまして7ページ目でございます。流域内の人口は広島市の中心部を抱える下流部、下流デルタ域に集中してございまして、下流域の市街地は江戸期から明治期に干拓により形成されたゼロメートル地帯で洪水・高潮によりひとたび氾濫が発生すれば被害は甚大になります。

太田川は下流デルタ域で6本の川に分かれて流下し、市街地に占める水面面積も大きなことから、「水の都ひろしま」と呼ばれ、河川空間利用が盛んでございます。この図面の真ん中の右のほうにございますとおり、広島湾の干拓の歴史というのがございますけれども、広島城よりも下のほうは江戸期から明治期に干拓されているというのが分かるかと思えます。

内容としましては以上でございまして、続きまして、地域の社会情勢の変化というところを御説明します。ページは9ページ目以降でございます。

まず、流域の人口・産業、土地利用の推移というところでございます。流域関連市町の全体の人口・世帯は緩やかに増加してございますけれども、山間部、安芸高田市、北広島町、安芸太田町の人口・世帯数は横ばい、もしくは減少傾向にございます。そのグラフ

につきましては下のグラフの左上に示してございます。

また、流域関連市町全体の耕地面積は、昭和56年から大きく減少傾向を示しています。宅地面積は昭和56年以降増加傾向にございます。こちらのグラフは下の表の右上でございます。

また、事業者数、従業員数は平成13年以降横ばい傾向でございます。こちらは左下のグラフでございます。製造品出荷額は平成11年以降増加傾向にあるということが右下のグラフでございます。

続いて、めくっていただきまして10ページ目でございます。

まず、太田川本川につきましては、平成23年の当初整備計画策定後、平成17年洪水を上回る洪水が発生してございません。根谷川につきましては、平成23年の河川整備策定後、平成26年の広島土砂災害のときに浸水被害を伴う洪水が発生しており、掘削断面等の見直しを行っております。

また、三篠川につきましては、平成30年7月豪雨において浸水被害を伴う洪水が発生しており、この洪水を契機として、令和2年に河川整備計画の変更を行いました。濁水についてでございますけれども、整備計画策定後濁水は発生してございません。グラフとしましては、中段の左側が洪水の状況でございます。中段の右側が濁水流量を示したものでございます。また、一番下は洪水による被害の発生の近年の歴史を羅列させていただいているものでございます。

続きまして、地域との関わりというところでございます。12ページ目をお開きください。

まずは地域の要望事項というところでございまして、毎年ですけれども太田川改修促進協議会、これは流域周辺市町の区議長様等から成る団体でございますけれども、そちらから要望を受けておりまして、右のような回答をしているところでございます。

なお、この回答につきましては、口頭で回答させていただいているところでございまして、一般には公表はしてございませんので、この懇談会限りということとさせていただきまして、ホームページ等で公表する際は、この回答の部分は削除させていただきます。

下でございます。地域との連携というところで、安全利用点検や水生生物調査、一番右ですけれども、河川清掃といったところで、特に河川清掃におきましては、7月に「クリーン太田川」というのを実施しておりまして、今年度は約11,000人、約157団体という大変多くの方が参加していただき、太田川のクリーン清掃に参加していただい

るところで、川への協力もしていただいているかなと考えてございます。

続いて、13ページ目以降は事業の進捗状況についてでございます。

14ページ目を御覧ください。今現在の大臣管理区間の河川整備計画の対象期間と整備目標について御説明させていただきます。

対象河川としましては、太田川、三篠川、根谷川、古川というところございまして、対象期間は概ね30年、整備の目標は洪水に対しては下流デルタ域及び下流部においては、資産の集積度や将来の気候変動の影響による降水量の増大等を踏まえ、年超過確率1/100程度戦後最大洪水が発生しても、洪水被害の防止を図る。中流部では観測史上最大の平成17年9月規模の洪水が再び発生した場合でも、洪水氾濫による家屋浸水被害の防止を図る。また、支川の三篠川、根谷川、古川では平成30年7月豪雨や将来の気候変動の影響による降雨量の増大等を踏まえ、治水安全度の水準を年超過確率1/50程度が再び発生しても浸水被害の防止を図る。また、高潮に対しては、下流デルタ域では、伊勢湾台風規模の台風が、台風期の朔望平均満潮時に、広島湾に最も危険なコースで寄ってくる昭和26年10月のルース台風を通過した場合でも、越水による浸水被害、越波による浸水被害は除いておりますけれども、防止を図るところを目標としてございます。

そのメニューとしましては、その下に記載しております治水というところで、1から7までございますけれども、後ほどこの個表につきましては御説明を差し上げますけれども、その概ねの箇所を右のほうに落としているところでございます。

これからの資料はこれと見比べて見ていただければと思います。

めくっていただきまして15ページ目でございます。こちらは太田川河川整備のロードマップ、進め方というところでございます。

まず、太田川の部分でございますけれども、下流デルタ域の今、洪水対策を行っております、それが概ね完了しつつございますので、この一番上の部分でございますけれども、高潮堤防の整備はまだ残っておりますけれども、概ね洪水に対する対策は終わってきてございますので、今後は太田川放水路と市内派川、デルタ側に分かれる祇園・大芝水門の改築に、検討に着手していくというところで下流から整備を行っているところでございます。

また、三篠川につきましては被災を受けておりますので、その段階を分けて整備を今行っているところでございます。あと、古川につきましても整備を今行っているというところでございます。

次、おめぐりいただきまして箇所別の調書というところでございます。16ページ目を

御覧ください。

こちらは下流デルタ域の洪水対策でございます。残っているところは天満川の中広地区というところでございます。左の図でいいますと赤いところや旗上げがしてある部分でございます。

こちらにおきましては堤防整備や河道掘削を今行っているところでございます。天満川の洪水対策の進捗率は80%でございます、工事が完了することで、中広地区において計画規模の洪水に対する浸水被害の防止を図ります。

今後の予定としましては、河川整備計画の整備予定区間を対象に今後も河道整備を進めてまいります。

続きまして、今度は海側から来る高潮に対する対策でございます。下流デルタ域における高潮対策については、今現在、中段の右にポンチ絵がございますけれども、第3段階というところまで今、整備を進めてきております。第3段階の進捗率は33%となっております。

今現在、事業を実施する予定の箇所は左下の地区で整備を予定してございます。

続きまして、18ページ目でございます。こちらは地震に対する対策でございます。下流デルタ域において想定される地震動に対する耐震対策を実施しておりまして、現在の進捗率は84%となっております。

事業の概要のところを書いておりますけれども、デルタ域においては想定される地震動による耐震対策を実施しており、かつ、高潮対策を実施する箇所においては、堤防整備に合わせて実施しているというところがございます、右のポンチ絵を見ていただくと、耐震対策矢板というのがありますけれども、こちらで地震に対する堤防が破壊されるのを防ぐというものでございます。

左下でございますけれども、現在行っている区間が青色でございます、まだ未実施の箇所が赤着色、完了している箇所はグレーハッチで示させていただいているというところがございます。

こちらにつきましては、今後も整備予定区間を対象にデルタ域において耐震対策を進めてまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきまして19ページ目でございます。こちらは下流デルタ域や下流部、支川の堤防の浸透対策というものでございます。

こちらは事業の概要というところに書いてございますけれども、川側の水位が高くなっ

たときに、堤防は土堤で、土でつくられておりますので、当然、土堤の中にも水が浸水します。川の水位が下がったときに、堤防の中にまだ水が残っている状態でありまして、残留水压等によって破壊されるということがございますので、堤防の中の水を早期に抜くという対策が必要になる箇所でございますので、その箇所について対策を進めているところでございます。

こちらにつきましては、現在の進捗率は19%となっております。対策の箇所は右の図で示したとおりでございます。

今後も整備予定区間を対象に浸透対策を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、20ページ目でございます。治水の6というところで、三篠川の洪水対策でございます。三篠川では、平成30年7月豪雨において、当初整備計画を策定した当時の目標としていたのが、戦後最大の昭和47年の7月洪水を目標としていましたが、それを上回る洪水となりました。

洪水対策として河道掘削、堤防整備、堰改築等を実施して1,200 m³/sの整備、この1,200 m³/sというのは県管理区間を含めた上下流バランスを考慮したもので設定しているものでございますけれども、その段階整備が完了したため、引き続き1,600 m³/s河道の完成を目指して、下流側から河道掘削、堰改築等の整備を進めてまいります。

今、実施している箇所等の詳細につきましては、この左下の図面を御覧ください。

続きまして、21ページ目でございます。こちら古川の洪水対策でございます。

現在、古川の中須・中筋・古市地区において堤防整備及び河道掘削を実施しました。令和7年度末時点で完了する予定でございます。

今後の予定としましては、機能を維持するため河川巡視、出水期前、出水期後の施設の点検により異常の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、その状態を把握・評価し、必要に応じて対策を実施してまいります。

22ページ目でございます。こちらは、今後の主な整備箇所というところでございます。

左側は下流デルタ域のバッファゾーンについてでございます。こちらは高潮対策として世界遺産原爆ドーム周辺のバッファゾーンの高潮堤防整備に向けて、関係機関との調整を行っているところでございます。

右側でございます。こちらは先ほどもありましたけれども、三篠川の洪水対策として1,200 m³/sの河道が段階的整備として完了しましたので、今度は1,600 m³/sの河

道の完成を目指して整備を進めてまいります。

おめぐりいただきまして23ページ目でございます。今後の主な整備箇所、中流部でございます。

中流部においては、連続した堤防の整備や河道掘削等による洪水防御だけでなく、被害リスクを考慮した土地利用、災害危険区域の指定、集団防災移転促進事業等を進めるために関係機関や地域住民と連携、調整を図るとともに、輪中堤整備などの局所的な対策により、効果的に災害の発生防止または軽減を図るとのこととしております。

左の図面でございますけれども、今のところまだ事業未着手でございますけれども、今後、整備を進めてまいりたいと考えてございます。

24ページ目でございます。今後の主な整備箇所、祇園・大芝水門の課題というところでございます。

祇園・大芝水門でございますけれども、こちらは左下でございます太田川放水路と市内派川を分ける分派部にある大規模施設でございます。こちらの水門は、両水門とも完成から今年で昭和100年になりますので、昭和40年ぐらいに完成していますので、約60年が経過してございます。そのため機械設備をはじめとして、老朽化が進んでいる状況で、劣化や老朽化に伴う機能の低下状況を把握しながら、定期的な点検の実施と補修により、機能の維持を図っているところでございますが、大規模地震発生による損傷や設備動作不良時には、分派機能に大きな支障を来す恐れがあるという課題がございます。

また、2ポツ目でございますけれども、祇園・大芝水門は左、右下でございます昭和23年の計画で造ってある施設でございます。建設当時は放水路側に4,000 m^3/s 、市内派川側に2,000 m^3/s ということで築造されており、現在の太田川河川整備基本方針の分派比は放水路側に4,800 m^3/s 、市内派川に3,500 m^3/s となっており、対応できていないという状況でございます。

放水路完成以降、市内派川の改修も進んでいることから、早期に分派施設を改築する必要があると考えております。

今後の主な整備箇所としまして、最後でございますけれども、25ページ目でございます。洪水調節機能の向上ということで、太田川総合開発事業というものを立ち上げております。

こちらは令和5年に新規事業採択され、令和6年度より治水機能増強検討調査というものに着手してございます。

既存ダムにおける事前放流など既存ストックを最大限活用することを検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダム等の整備について検討を進めていくということとしておりまして、今現在、検討中でございます。

以上が、今後の整備箇所というところでございます。26ページ目以降は洪水による被害の発生と治水事業の効果といったところを御説明させていただきます。

おめぐりいただきまして27ページ目以降は、令和3年8月の大雨の概要でございます。

こちらは28ページ目でございますけれども、太田川水系根谷川の新川橋というところでございます。こちらでは氾濫危険水位が2.5mでございますけれども、設定しておりますけれども、最高水位は2.68mまで上がり、氾濫危険水位を超過しました。そのときの治水効果でございます。

29ページ目を御覧ください。根谷川は太田川水系の1次支川でございます。可部の市街地で太田川本川と、三篠川と合流して下流の広島市街地に向けて流れているものでございまして、根谷川流域では、前線の影響により広島市安佐北区の大林観測所では、降り始めからの累加雨量が487mmという大変大きな雨量を記録し、新川橋水位観測所では氾濫危険水位を超過しました。

平成26年8月洪水による根谷川の氾濫以降、河道掘削、堤防整備を進めており、3か年緊急対策という国土強靱化予算でございますけれども、これにより河道掘削及び堰改築を実施いたしました。そのため、今回の洪水では、河川改修により約300戸の家屋及び約12.3haの土地の浸水被害の防止をしたものと推定してございます。その示したものが右上のものになります。

ただし、注釈としまして、一番右下にございますけれども、今回書いているのが令和3年8月の豪雨でございますけれども、最大の流量は320m³/sでございます。ただし、平成26年8月の広島土砂災害のときのピーク流量は610m³/sというもので、少し雨の降り方も違ったのかなというところがございますので、一概に平成26年当時の豪雨降ったときに全ての浸水被害が解消できたかというところ、そこは検証する必要があるかと思っております。

続きまして、令和4年9月の台風第14号の概要でございます。31ページ目を御覧ください。

こちらにつきましては、太田川水系の太田川飯室地点という本川でございますけれども、こちらで避難判断水位を6mと設定してございますが、最高水位で6.86mというところ

ろで避難判断水位を大きく超過したというところでございます。

こちらによる河川改修やダムの洪水調節による治水効果としましては、32ページ目を御覧ください。

令和4年9月の台風第14号により太田川流域の加計雨量観測所では、平年の9月1ヶ月分を超える雨量を観測してございます。

太田川では、平成17年9月の台風第14号の浸水被害を受けまして、平成17年から中流部においては輪中堤整備等を集中的に実施しておりまして、国土強靱化予算等を活用しまして、河道掘削。内水氾濫が発生していた矢口川では排水機場の増強等を行いました。

それによりまして、各治水対策及びダムの洪水調節、これは事前放流に含んでおりますけれども、それにより、今回の雨では家屋浸水や市街地の内水被害を防止したといったところでございます。

この下の表でございませけれども、上流からダムの効果で、②としましては中流部の輪中堤の効果、支川におけます③でございませけれども、根谷川の整備効果、また、矢口排水機場の増強による施設効果、そういったものを進めさせていただいております。

続きまして、令和6年11月、昨年出水期明けではございませけれども、大きな雨が降りました。そちらについて御説明をします。

こちらは三篠川でございませ。低気圧や前線の影響によりまして三篠川流域で平均雨量205mmを記録しまして、中深川水位観測所というのがございませけれども、そちらで避難判断水位を超過しました。

三篠川では、平成30年7月豪雨による浸水被害以降、国土強靱化の予算を使って河道掘削や堰の改築、堤防整備を実施しておりまして、整備をしなかった場合には約8haの土地と29戸の家屋浸水被害が想定されましたが、今回の洪水では浸水被害を回避することができたというものでございませ。

右下のほうに、その被害の比較を行っております。

続きまして、35ページ目以降は利水についてでございませ。

太田川上流のダム群からの補給効果というところで、令和5年に実施しております。太田川流域では、令和5年は8月以降少雨傾向となりまして、8月から11月の流域平均雨量は平年の約4割程度でございました。温井ダムは11月初めより高瀬堰下流の水利、維持流量の確保に努め、太田川上流ダム群、これは中国電力さんのダムも含めて、立岩、樽床、玉泊も含めたダムからの補給によって高瀬堰下流の取水制限を回避したというもので

ございます。

グラフとしましては一番右下のグラフを見ていただきますと、維持流量プラス許可水利流量を確保できているというのが確認できるかと思えます。

続けて、駆け足になって大変恐縮でございますが、37ページ目以降は環境についてでございます。

河川環境の整備と保全というところでございまして、まず、温井ダムのフラッシュ放流や底質改善などを行っておりまして、河川環境の保全や水辺環境の改善に資する取組を推進するとともに、水質の適正な管理のための水質観測や関係機関と連携した良好な水質の保持、取組を継続的に実施しております。

また、河川管理用通路の整備など、快適で安全に利用できる河川空間の整備を推進するとともに、景観に配慮した河川整備を推進し、利用者の増加などの効果を期待してございます。

主な事業の概要としましては、その下に記載しております。5個の項目を挙げさせていただいております。そのABCに該当するところが、この右の地図に落としてある箇所で行っている対策というところでございます。

続きますのは、39ページ目でございます。これは水質についてでございますけれども、近年の太田川水系の本川・支川の水質は、BOD値75%で比較しますけれども、各類型の指定における環境基準をおおむね満足しているという状況でございまして、河川利用、沿川地域の水利用、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業、また、太田川水質汚濁防止連絡協議会や地域住民と連携を図りながら、水質の保持の取組を継続的に実施しているところでございます。

環境基準の示した図は右側でございます。その各地点の位置図を落としたものが左の図になります。

続きます、40ページ目以降は維持管理についてでございます。

太田川の特性を踏まえまして、維持管理の目標や実施内容を設定し、河川の維持管理に関する計画、これを河川維持管理計画と呼んでおりますけれども、令和4年3月に策定しました。

この河川維持管理計画に基づきまして、河川の状態を監視、評価するとともに改善策を検討しています。また、今後増大する施設の老朽化に対して、コスト縮減も含め対応策を検討し、効率的・効果的に維持管理を行ってまいります。

設定した維持管理目標に対して、5年間の改修や維持の河川管理行為により達成状況のフォローアップを行い、達成出来なかった場合には要因を明確にし、次期5か年の維持管理計画に反映させていくこととしています。

続きまして、42ページ目からは流域治水の取組というところでございます。

全国的な取組ではございますけれども、流域治水プロジェクト2.0というところでございまして、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・進化させる。このために必要な取組を反映し、「流域治水プロジェクト2.0」に更新をすることとなっております。

現状・課題としましては、2℃上昇に備えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、それに伴って流量が1.2倍、洪水発生頻度は2倍になると試算してございまして、現行の河川整備計画が完了しても、治水安全度は目減りしてしまうというところを課題というところがございます。

また、グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応というところもございましてけれども、こういったところで、次のページでございましてけれども、太田川水系におきましても、流域治水プロジェクト2.0というものを策定して、進めているところでございます。

具体的に流域治水協議会の開催状況は左下の表でまとめてございます。まず、流域治水プロジェクトの最初のところが、令和3年3月に策定しておりまして、その後、気候変動を考慮した流域治水プロジェクト2.0というものを、令和5年8月に太田川水系では策定してございます。

右の赤枠や黄色枠、緑枠で囲っているのが、太田川水系における流域治水プロジェクトの内容でございます。詳細については割愛させていただきますけれども、こういったもので今進めているところでございます。

こちらにつきましては、整備計画と整合しているところを確認しているところでございます。

続いて、気候変動に伴うリスク増大というところで示させていただいているのが、45ページ目の資料でございます。

戦後最大流量を記録した平成17年9月洪水に対して、2℃上昇時の降雨量の増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、太田川では浸水世帯数が36,200世帯、現状の1.8倍となると想定されておりまして、事業の実施により、浸水被害

が2,800世帯に軽減されるといったものでございます。

46ページ目以降は流域治水プロジェクトの公表している資料でございますけれども、どこの箇所でこういった整備をするかというものを記載させていただいております。

47ページ目も、その具体的取組というものを示させていただいております。

48ページ目は流域治水プロジェクトのグリーンインフラの取組というところで、参考につけさせていただいております。

49ページ目は大変小さくて見づらく、大変恐縮でございますが、流域治水プロジェクトのロードマップというところで、関係機関がどのような短期、中長期でどのような取組を実施するかというものを示したものでございます。

50ページ目は流域治水プロジェクトの具体的な取組というところで、分かりやすいようにまとめている資料でございます。

51ページ目は事業効果（大臣管理区間）の見える化というところで、5か年でどのような効果が出るかというもので、これ5か年というのは、令和3年から令和7年というところでございまして、この右上で示したとおり5か年加速化対策の効果としまして、河川整備率は約85%から87%に上がるというところをお示しさせていただいております。

駆け足でございましたけれども、最後52ページでまとめとして記載させていただいております。

まず、社会情勢の変化でございます。こちらは流域の人口・世帯数など、前のページで御説明したものでございまして、また、洪水の発生状況や渇水の発生状況といったものを社会情勢の変化として取りまとめております。

続きまして、地域との関わり、こちらにつきましても安全利用点検や水生生物調査、河川清掃などの取組を断続的に行っているというところです。

また、その下で事業の進捗状況ですけれども、先ほどまでに御説明させていただきましたところをまとめて記載させていただいております。

その下の洪水等による災害の発生と治水事業の効果というところを3事例ほど示させていただきましたが、それをまとめて省略して書かせていただいております。

その次が流域治水というところで、流域治水を計画的に推進するため、流域治水協議会を設置して、流域治水プロジェクトを令和3年3月に策定、その後、今現在、最新で、流域治水プロジェクト2.0を令和5年8月に策定したといったところを書かせていただいております。

最後に進捗点検のまとめとしましては、太田川水系河川整備計画に基づき、河川整備が概ね計画的に進捗している、引き続き同計画に定められた治水に関する河川整備を継続して実施するとともに、防災減災の取組を推進する必要があるというところでまとめさせていただきます。

事務局から資料－3の説明につきましては以上でございます。

○内田座長 マイク使わなくてもいいですか。

なるほど、なるほど、そういうことですね。御説明ありがとうございました。

それでは、太田川水系河川整備計画の進捗点検について、資料－3に基づいて事務局から御説明いただきましたけども、御質問、御意見等ございましたら。

日比野委員、よろしくをお願いします。

○日比野委員 個別の案件についていろいろ、詳しく御説明をいただいて、概ね非常に危ないところも多少あるよという含みでいろいろ御説明いただいて納得しています。

いわゆるその想定内の話に対して対応しています想定外が起きたときには、これこれこういう被害も出ますよということを書き込んであるのですが、それというのはなかなか世間には伝わらないというところは多少危惧しています。

最初に戻ります。個別に説明していただいて、この対応条件に従って考えています14ページに、下流域は、とにかく広島都市圏を最大限守らないといけないから、1/100確率ということで、危険度を少し上げて考えています。一番被害が起きた中流部では、1/50確率ですけど、お金かけてやっています。辺を詳しく御説明いただいて納得しているつもりです。スケジュール通りロードマップに従ってやっていけば、それなりに軽減するので、全体的にはオーケーです。

高潮についても過去最大、要するに過去の事例に沿ってこういう形で対応していますって想定内なのです。これ、伊勢湾台風クラスでは気圧が下がっているわけですから1m上がるわけです。広島は3.5mの高潮位が1m吹き寄せというか、吸い上げ効果で上がれば4.5mか、5mの高潮対策を考えていますから何とかなるでしょうと、でも、リスクはありますという部分は、やっぱり見ておく必要があるなというのを感じました。

全体的には非常にうまく考えられて、ロードマップもそれなりに一番被害が起きてはいけないところを先にやられて、非常によく考えられた計画だなというのが総論です。あと、また個別に疑問点がありましたら質問します。

以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

先ほどの日比野委員からの御意見に対して、事務局から御返答よろしくお願ひできますでしょうか。

○事務局（藤井副所長） 想定外という言葉、東日本以降なかなか我々としても使いづらくなったというところは、実はあります。洪水につきましては想定最大規模ということで、もうあらゆるデータを活用しまして考えられる最大、確率で行くと1/1,000確率以上のようなぐらいの洪水を対象とした浸水想定区域というものを出力しております。それに基づいて今、ハザードマップとか、自治体さんのほうで検討していただいているといったところです。どうしても我々としても全ての洪水が絶対に守れるとはなかなか言い難いので、そういったソフト対策と合わせて今進めているといったところです。

○日比野委員 ありがとうございます。

関連しているので少し話をさせてください。

個別最適で非常にいろいろ対策を打たれています。でも、全体として、例えば河道掘削でどんどん支川掘り下げていますね。でも、本川がアップしたら、いわゆるバックウォーターというのは発生するのではないですかという検討はされているとは思いますが、その箇所、その箇所ではうまく計画されているよと、でも、それと上流にいろんな貯留施設とかも、いろんな関係企業とか何かの協力を得てやっていきますよ。事前放流をやっていきますよという形で考えられていますけど、例えばタイムラグをもってぎりぎり守らないといけない、中流部以降ですか、都市部、広島市街をどう守るかみたいな部分は、エリアによってどういう降り方するかによって違ってきますけど、人口が一番多いところ、どこでどうためたらあと時間差でここは守れるみたいな、ところで逃げざるを得ないのが実際の対策だろうと思うのです。一生懸命皆様、計画してロードマップに従ってやっておられるにもかかわらず、基本的には起こり得るといふ、そういう想定を見ておかないと、ちゃんとしっかりやっていますという形だけが先走りすると非常に危ないという感覚を受けました。

以上です。ありがとうございます。

○内田座長 ありがとうございます。

それでは、御回答よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤井副所長） ありがとうございます。委員のおっしゃられるとおりで思っております。

我々も今回どうしても進捗状況を御説明しているのですが、進捗がちゃんと進んでいますよという話にどうしてもなりがちなのですが、実際のところはさっきおっしゃられたとおり、今、想定しているものよりも大きいものが来れば、もちろん氾濫する可能性はありますし、その辺はしっかり対応していかないといけない、それも含めまして流域治水協議会という関係自治体とかも入った上で、ソフト対策等も含めてどういうふうに対応していくかというところを、今、議論しているところです。あと時間的なところにつきましては、いろんな雨を想定しまして、これまで降った雨とか、あとはいろいろアンサンブル予測といひまして、いろいろ検討しているようなものもありまして、そういったものも含めて、どういった雨の降り方をするかもかなり想定しております。なので、そういった時間的なものとか、空間的なものとか、そういった分布を見ながら一番どういう雨が降ると、どういうことが起こるといひのはある程度想定しながら進めていくといったところです。

○日比野委員 ありがとうございます。

○内田座長 御回答ありがとうございました。

個人的には、日比野委員のご意見は計画策定に結構関係するようなイメージのところがあって、今回は事務局が言うように進捗の点検ということになっていますが、整備の点検だけではなくて、実際想定したことが正しかったかどうかという点検も本来含まれるべきで、多分それが効果の点検ってありましたよね。あそこの説明のところでももちろん計画規模の洪水が発生したわけではないですが、点検できる。実際起きた事象に対して現在の計画が正しかったか、現在やってきた整備が正しかったかどうかの点検に当たっているのですよ、みたいな話があると、もう少し分かりやすいのかなと思いますので、少しそういう検討もしていただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、河合委員、よろしくお願ひします。

○河合委員 すみません。一つは今の議論に関係することですけど、この根谷川とか、三篠川の場合の整備の効果の話がありましたけど、特に三篠川の34ページを見てみますと、一応、この整備後で浸水面積も、それから浸水家屋もなくなるということなのですが、御存じのように三篠川はすごく勾配が緩くて、かつすごく流域面積が広くて、というのは恐らく江の川側からの向原の地点で、ずっと昔に河川争奪があって、江の川側からの流域をすごくもらってしまいしかも勾配がすごく緩いので、掘削しても、あっという間にすぐに溜まってしまって、そのすごく堆積した状態のときに三篠川側の上流で沢山降り、かつ本流側でもし沢山降ってしまったら、それでも三篠川側の浸水とかなしにできるのかとい

うのは少し心配なのですが、根谷川は三篠川と対照的で勾配が急で、一気に来るので、そこらに不安があるというのと、もう一つは、今の専門のほうの関連することで、この39ページの水質のところですけど、確かに、このデータを見ると2つあって、1つは気になったのが、左側の類累計で3つに分けてありますけど、猿猴川と京橋川、特に猿猴川です。猿猴川とかは、太田川の派川の中で感覚的には汚いところですけど、この累計ではA類型で収まっていますけど、これ本当なのかなと気になる。何年前ですけど、たしか夏の渇水の時かな、大量に魚が死んだではないですか。海からの、多分広島湾から汚い水が入ってきて一気に酸欠になってというような説明でしたけど、本当にB類型にならずにA類型で収まっているのかなというのが気になる。それも含めて水質の確認が必要ということと、もう一つは逆に上流のほうですけど、A類型、例えば一番上の鱒溜貯水池のあたりでA類型で十分に環境基準、BODで1mgですかね。保っているんですけど、一方で、御存じのように、今、太田川水系は内水面漁業からすると、特にアユとかの漁獲も減っていて、それからあまり大きくなりません。恐らくですけど漁協の人が言うには、コケがあんまりよく生えなくて、それでそのコケが生えないものだからちゃんと縄張持たなくて、いわゆる群れアユになってくるのですね。群れアユになってしまうと大きくなれない。そういうことを考えると、一方で、上のほうは水がきれいになり過ぎて、それで水中の光合成に必要なケイ酸とか、リンとか、窒素も減ってしまって、むしろ水がきれいになり過ぎて生産が下がっていることも考えられますので、僕が思うのは、やっぱりこのBODに基づく環境基準だけではなくて、補助的にその水質がちゃんと健全な水質であるかというのは指標として、例えばケイ酸のイオンとか、あとリンとか、クロロフィルとか、何かそこらも調べて、それでもちゃんとそんなにバランスが悪くなってないのだったらいいと思いますけど、そういう水質の、BODの水質基準以外のモニタリングが必要な感じがしますが、いかがでしょうか。

○内田座長 ありがとうございます。

あれですかね。まずは、1点目に回答をしながら、2点目を少し検討しながら、後で回答いただければと思いますけど、まずは1点目の根谷川、三篠川で想定外とは多分言わないでしょうけど、計画以上の洪水が起こったときについての御懸念という点でございましたけど、そちらについて、まず、御回答いただければと思います。

○事務局（藤井副所長） ありがとうございます。

三篠川だけではなくて、広島全体が砂土で覆われているところなので、結構土砂のほう

は大量に出てくるという地形、地質的な特徴はあります。ですので、言われたとおり三篠川、結構土砂が溜まりやすいのもあります。我々も、その辺も注視しながら、監視をしながら必要に応じて土砂を取っていくようなことも考えております。なので、そういった一時的な対応も今考えているところではあるのですが、それ以外もどうやったらうまく土砂が下流まで流せるかなど、そういったところも検討しながら進めていきたいと思っていますところではあります。

本川との関係につきましても、支川からどれぐらい出てくるか。先ほどの質問と重複するところではありますけど、支川から出るパターンの洪水、本川から出てくるようなパターンの洪水、そういったものも検証しながら進めていきたいと思っていますところではあります。

すみません。回答がうまくできてないかもしれません。

○内田座長 ありがとうございます。

それではもう一点の、主に39ページを中心にした水質のよる評価ですけど、BODだけでいいのかと、ほかの評価基準等も踏まえて検査しないといけないのではないのかという御意見だと思いますけど、それについて御意見あればよろしくお願いします。

○事務局（藤井副所長） すみません。全てが把握できておりませんので、回答が不十分になると思いますが、御容赦いただければ、まず、京橋川、猿猴川につきましてですが、この類型指定というのは、水質がこうだからこういう類型にするというものではない。

○河合委員 そうか、目指すわけですよ。

○事務局（藤井副所長） そうです。

○河合委員 そうか、そうか、分かりました。

○事務局（藤井副所長） そこは指定されているといった話になります。

○河合委員 そしたら現状との比較みたいなのは、特に猿猴川とかで、恐らく現状はB類型に、あるいはB類型の中でもかなり下のほうになってしまうのではないかと思うのですが、結構ヘドロがたまっていますよね。そうすると、実際には何かかなり対策しておられたのでしたかね。たしか、水質浄化の。

○事務局（藤井副所長） すみません。京橋川、猿猴川につきまして、県のほうで管理しているので、我々のほうデータを今持っていないところで。

○河合委員 そうか、分かりました。

○事務局（藤井副所長） あと、BOD以外の項目につきましても、監視はしているところですが、すみません。細かい項目を今、手元にありませんので、また、調べてお知らせ

したいと思います。

○内田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○河合委員 はい。

○内田座長 そのほか御意見、あるいは御質問等あれば、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 御説明ありがとうございました。

概ね進捗状況が、予定どおり進捗されてということの御説明だったと思うのですが、その進捗状況の御説明のときに、進捗率という数字を示していただいています。この数字をどのように判断するのか、評価するのかというのはよく分からないところですが、80%以上のものもあれば、19%、33%という、そういう数値も出されています。

それに対して、今後の進め方のところ、これ今後の予定のところ非常に簡略した形で記載していただいているのですが、その進捗率に大きな違いがあるのに対してその予定の書き方が大きく変わってないのかなという気がしていて、その進捗率というのをどのように評価されているのかということをお聞かせ願えればと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

正しい指摘のような気がします。進捗率の定義と併せて、それを踏まえた対応について御説明いただければと思います。

○事務局（和田課長） 委員御指摘いただいたところでございますけれども、進捗率と比べているのはロードマップの15ページのところでよかったですか。

○山崎委員 そうですね。

○内田座長 多分、全般的なところで、いろんなところで進捗率って出てくるのですが、その進捗率がどうやって定義されたものかということと、例えばロードマップにしてもですが、その進捗率を記載いただいて、この進捗率を、この数字に対してちゃんと点検がされているとか、ロードマップの修正に生かされているかという御指摘かと思いますが、山崎委員、そういう指摘でよろしいでしょうか。

○事務局（和田課長） 承知しました。進捗率のパーセンテージでございますけれども、こちら予算ベースでございます、先ほども、私、事務局からも御説明しましたけれども、まず、今、下流のデルタ域の洪水対策に力を入れているところでございます、その16ページ目でございますけど、天満川とかにつきましては進捗率が80%と高いようなデータを示しているというところでございます、あと、その予算の状況にもよるのですが、必要性が高いところについては予算をつけていって、進捗を図っているというところ

ろです。

○事務局（藤井副所長） 少し補足させていただきます。この進捗率というのは、現状の高潮堤防の整備が全部できたら100%ではなくて、整備計画の計画を立てた時点から、例えば、高潮の例だと17ページです。17ページの例を見ていただきますと、高潮堤防の整備だと整備計画上位置づけているのが赤いところになります。この赤いところに対してどれだけ進んだかという観点になりますので、実は下流のほうはできているのですが、そこは整備計画の時点ではできているので、そこは評価をしていないという状態になっています。

高潮につきましては、今かなり進捗全体としては進んでいるところなのですが、整備計画上残っているところが平和公園の周辺とか、その辺になりますので、今説明したと思うのですが、平和公園の周りにつきましては、原爆ドームの世界遺産のバッファゾーンといったところになりますので、その辺の検討もしながら進めているところなので、若干進捗が遅いように見えるのですが、ここについてもちゃんと進めているといったところなんです。その次の耐震とかにつきましては、基本的に下流から順次進めておりますので、高い状態になっているといったところになります。

19ページの19%となっている浸透対策とかにつきましては、どうしても洪水の溢れないほうの対策、これはどちらかというと質的のほうの対策なので、順次やっていっている都合上若干遅れたように見えますけど、まず、洪水を対応するための、いわゆる量的な整備を進めておまして、この質的のほうが少し遅れているように見えるといったことになっております。ですので、基本的には下流からどんどん安全度を上げていくことを今、進めていっているといったところでして、進捗率自体はそんなにおかしくないかなと思っております。

○山崎委員 ありがとうございます。

御説明をしていただいて理解できるのですが、この資料だけを見るとなかなか分かりづらい気がしていて、今後の予定もその進捗率に対して、どういう対応をするのかという記載をしていただければ分かりやすかったかなと思っています。ありがとうございます。

○内田座長 ありがとうございます。

今の点は、その進捗率の定義について今、資料には書いてないという認識でよろしかったですか。それと、その進捗率の記載の捉え方が、この資料からまた分かりにくいという

ことでしたけど、今の整備計画を立てたときの、多分想定範囲内の中なのか、それとも遅れている、あるいは早くなっているかというあたりは、追記は可能なのでしょうか。

○事務局（藤井副所長）　そうですね。このロードマップですね。この15ページ、この辺で何かうまく表現できるように考えてみたいと思います。

○内田座長　はい、ありがとうございます。今の御回答でよろしかったでしょうか。

そのほか、福田委員、よろしくお願ひいたします。

○福田委員　感想になります。今回、計画の進捗ができていうことでは全部よく理解いたしました。

古くなった堰をまた改修していくということも理解したのですが、41ページに維持管理という話があって、別に河川に限らない話しですが、いろんなインフラが老朽化していて、道路が陥没したりとかが起こるようなときに、日々のチェックみたいなものが、今まで以上にとても大事になっている、いろんな土木構造物がそういう感じがしているのですが、そういう意味では、何かこの41ページは、さらっとこの1枚ですが、何かもっといろんなことをされているのかもしれないし、もっと詳述する必要があるのかもしれないというのが感想です。何をというのは、私は分からないので少し感覚的なもので申し訳ないのですが、いろんなものが多分古くなって、大きな堰とかは、多分、大規模改修されるのだと思うのですが、日々のちょっとしたチェックで長もちさせるような部分がないのかどうかというのが感じたところです。

そういう意味では、最初、日比野先生言われたようにいろんな想定していてもやっぱり超えていくというのが、私も長くさせていただいていて感じているところで、いろんな想定に対してたくさんのお金を使えるわけでもないで、そういう限られた予算の中で何するかという選択だと思うのですが、そういう意味ではある程度市民も理解して備えなきゃいけないというのは、常に、いつも感じていることなのです。そういう意味で、説明の中で市民が1万人を超える方が清掃に参加されたとかというのはとてもいいことだと思っていまして、そういう機会をもっともっと、これは国というよりは、むしろ地元自治体が機会を見つけて流域治水のネットワークの中でいろんな活動をしてもらって、もちろん避難するときの情報提供とかも今までもいろんな議論があったのですが、それ以外も日々、こういうことを太田川とか、別の支川も含めて起こっているとか、考えておかなきゃいけないとあって学ぶような機会をいっぱいつくるのが非常に大事ではないかという、これはもう一つの感想です。以上です。

○内田座長 ありがとうございます。

御懸念は最もですし貴重な御意見かと思えますけども、特に、維持管理について資料4
1 ページからの補足説明等あれば、事務局からいただければ幸いですけど、いかが
でしょうか。

○事務局（藤井副所長） 御意見いただきまして、ありがとうございます。

このページだけで表現するのは、確かに無理があるところですけども、ここに書いてい
るとおり状態監視ということで、巡視も毎日やっておりますし、異常があればそれに対応
するというのもやっております。あと、先ほどお話いただいたとおり、限られた予算の
中でどう対応していくかということを考えないといけないという話があります。

施設は造れば造るほど沢山管理するものが増えますので、老朽施設もどんどん増えてき
ている。それに対していかに少ない予算で、できるだけ長寿命化させるかとか、そういっ
たところの検討も実はしているところではあるんですけど、この中では表現できておりま
せん。

あと、そういった意味で、右側に河川カルテの作成とか書いておりますが、これが要は
巡視したり、点検したり結果をまとめているところなんですけど、毎年ある程度の、そん
な大きな異常ではないようなところについては、まとめて評価をして、優先順位をつけな
がらどのように長寿命化させていくか、延命化させていくかというところを検討したり、
そういったこともやっております。もう少し分かりやすい資料をつけられれば。

○福田委員 今時代的に、結構技術化、自動化とか、ロボットがやるとか、いろんな技術
が多分出ているのではないかという気がするのです。何か全然そういうこと書いてないの
で、人手をかけてやらなければいけない感じがとてもにじみ出ていて、限られた資源でど
うするかとか、もう少し工夫したほうがいいかなという感じがしました。

○事務局（藤井副所長） そうですね。おっしゃるとおりでして、DXのほうも進めない
といけないという認識はしておりまして、いろいろトライアルはしているところです。そ
の辺も何か好事例とか、あればまたこういった場でお示ししていきたいと思えます。あり
がとうございます。

○内田座長 ありがとうございます。

ちなみに維持管理計画は、今回チェックする対象にはないのですかね。ですよね。なの
で、多分その維持管理計画のほうできちんと議論しないといけないということになるかと
思いますので、リンクではないですけど、そちらへ誘導できるようなものがあれば、福田

委員の意見を生かして、そちらのほうを補強するとか、何かやり方も検討いただければと思います。

そのほか御意見、御質問ございますか。

まずは、よろしいでしょうかね。貴重な御意見いただきありがとうございます。様々な御意見いただきましたけども、基本的には事務局から提案いただいている最後のところですかね。現在の河川整備計画に基づいて、引き続いて事業実施するということについて、皆さんと納得いただいている、大きな変更は必要ないということかなと思います。

一部、資料等について説明が不十分かなということ等がありましたので、そちらについては私のほうで事務局と相談しながら必要に応じて修正いただいて、もし相談する事項等あれば、御意見いただいた委員の皆様と相談していこうかと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題が3番ということで、「太田川直轄河川改修事業に関する事業再評価」ということで、資料－4でございますが、事務局から御説明をお願いします。

併せて、資料－5のように、本日御欠席の藤江委員から御意見いただいておりますので、資料－4の御説明の後に併せて紹介と、できれば回答も合わせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（和田課長） 事務局から御説明差し上げます。

資料は右肩に資料－4と記載させていただいていますA4横の資料でございます。

おめぐりいただきまして、進め方、事業再評価の進め方ということで項目を立てさせていただいているのが1ページ目でございます。

①から御説明させていただきます。まず、費用対効果分析実施の判定というところがございますけれども、こちらは事業の継続の妥当性を判断する上で結構重要な指標となります、B/Cでございますけれども、そちらの再算定をするかどうかというものを判定する表でございます。

前回の再評価のときは、令和2年に費用対効果分析を実施しているところでございます。こちらの表の見方としましては、一番左の列の項目というところがございますけれども、

（ア）の前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合、要は事業目的の変更がないとか、外的要因として事業を巡る社会的情勢の変化がない。また、

下の内的要因としましては、費用便益分析マニュアルの変更がない。2の需要量等の変更がない。事業費の変化、これの増加が10%以内とか、あと事業展開の変化、判断根拠は事業期間が10%延長以内とか、そういった項目ございまして、あと（イ）では、費用対効果分析を実施することが効果的でないと判断される場合ということで、事業規模に比して、費用対効果分析に要する費用が大きい。判断根拠としましては、近年3か年の事業費の平均に対する分析費用が1%以上、または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている場合の、そのどちらかとなっております。

これをチェックした結果、右の欄でございますけれども、全てに変更がなしというチェック結果となりまして、あと一番下で言い忘れましたが、前回、評価時で費用対効果分析を実施している。これは令和2年に行っておりますので、以上をもちまして、今回の令和7年度に関しましては、費用対効果分析は実施しないものとして、B/Cの再算定はしないというところとさせていただきます。

続いて、3ページ目以降でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど御説明させていただきました整備計画の点検内容等と重複している箇所でございますので、ほぼ端折らせて説明をさせていただきます。

3ページ目は、太田川流域の概要でございます。

4ページ目は、事業の目的・必要性、太田川下流部の特徴というところでございます。

5ページ目は、事業の目的・必要性、過去の洪水被害、6ページ目は、河川整備計画の目標・期間・実施内容で、7ページ目は、事業の進捗状況というところです。

そして、8ページ目は、今後実施する主な事業内容というところで、バッファゾーンの高潮対策や三篠川の洪水対策を上げているというところと、めくっていただきまして9ページ目は、今後実施する主な箇所として中流部、10ページ目は、今後実施する主な事業内容、祇園・大芝水門の課題というところです。

11ページ目は、事業の効果というところで、整備計画目標の1/100確率相当を対象とした場合、事業を実施した箇所の浸水被害軽減を示したものでございます。

これをもちまして、12ページでございますけれども、今後の対応方針原案としまして、まとめさせていただきます。

1は再評価の視点というところで、①事業の必要性の視点、1)で事業を巡る社会情勢の変化というところございまして、読み上げますけれども、流域内の人口・世帯数は増加傾向にあり、重要な施設として国道54号、平成26年3月に開通した広島高速3号線

などの幹線交通網やJR山陽本線、広島市役所などの公共施設を有している。近年でも洪水被害を受けており、治水事業のさらなる要望は強いというところです。

2)でございますけれども、事業の投資効果、こちらは最初に申し上げましたが、費用対効果としましては、令和2年時点のものを用いてございます。こちらは全体事業費B/Cとしましては4.2、残事業費B/Cは4.2、当面5年間B/Cは2.7でございます。

続きまして、3)事業の進捗状況でございます。平成23年に河川整備計画(国管理区間)を策定、令和2年に、令和2年11月に太田川水系河川整備計画(大臣管理区間)を変更、令和5年7月に太田川水系河川整備計画(大臣管理区間)を変更、そして現在、デルタ域の高潮堤防や三篠川、根谷川、古川の河川改修など、事業は順調に進捗しております。

②でございます。事業の進捗の見込みです。事業は順調に進捗しており、関係機関や地域からの要望、協力体制も構築されていることから、今後も円滑な事業進捗が見込まれる。

③でございます。コスト縮減や代替案立案等の可能性でございます。新技術・新工法を活用するとともに、関係機関との事業調整、建設発生土の有効利用を図り、コスト縮減に努める。施設点検や維持補修の効率化、施設の長寿命化等のライフサイクルコストを意識し、施設整備を行うというところでございます。

また、2としましては、県への意見照会です。関連する広島県知事に御意見を伺っております。その結果としましては、対応方針原案について異存はないという回答を得てございます。

それをもちまして、今後の対応方針(案)でございます。上記より、太田川水系河川整備計画対象区間において、治水安全度向上の必要性、費用対効果、地元の協力体制等を鑑み、事業継続は妥当。今後の詳細な設計段階において、さらなるコスト縮減を図るとともに、環境にも配慮して事業を進め、より一層の事業効果の発現に努めるというところでまとめさせていただいております。

続いて、13ページ目以降は参考でございますけれども、令和2年に費用対効果分析を行っているのですが、B/C等は記載してございませんけれども、総事業費等の比較を行っています。結果としましては、今回、令和7年度時点では、総事業費としましては約40億円増加しているというところでございまして、10%以上は増加してございませんが、理由としましては資材や労務単価等の高騰を反映しているかなというところでございます。

14ページ目でございます。B/Cは貨幣換算行って出すのですけれども、貨幣換算が

困難な効果による評価というところで、水害の被害指標分析の手引きに準じて、河川整備による人的被害とライフラインの停止による波及被害の軽減効果を算定してございます。

対象洪水は、河川整備計画の規模相当となる1/100確率の洪水に対して評価を実施してございます。

計画規模相当となる1/100確率の洪水が発生した場合、事業実施によって太田川流域で想定死者数が62人、これは避難された率が40%の段階でございます。電力停止による影響人口が2万4,991人軽減されるといったものでございまして、想定死者数の結果は左下の表や文言を御参照ください。電力停止による影響は右のほうを御覧ください。

最後の15ページ目でございますけれども、こちらは治水経済マニュアルが改定されたことに伴いまして、令和2年度時点では、まだ、社会的割引率4%で計算をするようになっておりましたけれども、参考として社会的割引率を2%、1%の場合も参考とし算出するようになっておりました、それに対応する形で算出をしてございます。その算出結果としましては全体事業としまして、基本とする4.0%では4.2、2%時では6.7、1%時では8.8%となっております。

資料-4につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、本日御欠席をされている委員からの御意見ということで、右肩に資料-5という記載がある資料についてでございます。

こちらの読ませていただきますと、河道掘削は環境への負担が少ない方法だと思うので、特に天満川と三篠川について河川水位の低減効果を明確にしてはどうか。また、効果が明確なのであれば、京橋川、猿猴川、太田川放水路へ展開することを検討してはどうかというところで御意見をいただいております。

こちらにつきましては、回答をさせていただこうかと思っておりますが、引き続きよろしかったでしょうか。

○内田座長 はい、お願いします。

○事務局（和田課長） まず、御意見いただいた背景としましては、整備計画に天満川と三篠川で河道掘削のメニューがあるため、このような意見をいただいております。

それと、最初に委員がおっしゃられている河道掘削が環境への負担が少ないという、まず、定量的な評価はございません。

また、その後にある水位低減効果につきましては、三篠川では令和6年の11月洪水の事例がございます。天満川につきましては、今、河道掘削等を実施中でございますので、

今後の出水で効果が示せるようであれば明確にしていきたいと考えてございます。

また、2ポツ目についてでございますけれども、こちらは河川整備計画に掘削のメニューがない、京橋川、猿猴川、太田川放水路についての御意見でございます。こちらにつきましては、京橋川と猿猴川は県管理区間でございますので、県へ情報提供をさせていただくとともに、太田川放水路につきましては、今後の河川整備計画変更時に、こういった効果が明確であるというのも生かしながら、その計画に入れるかどうかを検討してまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○内田座長 御説明ありがとうございました。

太田川直轄河川事業の、事業再評価についてB/Cは再評価なしの中で、資料-4に基づいて御説明いただき、また、本日御欠席の委員の藤江委員からの御意見と、その回答について御説明いただきました。

それでは、日比野委員、よろしく申し上げます。

○日比野委員 いいですか。失礼します。

○内田座長 はい、どうぞ。

○日比野委員 今回、質問がいろいろあるので、1つずつ刻んでいきます。

まず、最後の欠席委員からの御意見で河道掘削の効果について、基本的には掘削の効果があればやるということによろしいのですけれども、河川というのはダイナミズムというか、氾濫もあって、それで広島湾の高潮の影響もあって、そう簡単に鋭意効果がありましたというものではない。少しでも自然環境に近づけた河川の在り方、市内の6河川については人が生活しているから基本的には環境配慮するというよりは人間の活動を配慮した、河川敷の利用みたいなのが中心になるのですけれども、なるべく本来の川の流れを生かした自然の復旧というのが、治水、利水、環境という大きな3本の柱の中の一つのあるべき姿だというようにして、あえて少し申し上げておきます。基本的に効果があればやるべきだというのが1点です。

あと質問です。最後のB/Cの、最後のページで、私、全然理解してないので社会的割引率というのは一言でどういう内容でしょう。

○事務局（和田課長） すみません。説明が足りずに申し訳ございません。

社会的割引率というのは基準年という、例えば、今ですと令和7年を基準年としまして、例えば、利益が10年後に1億円の利益が出るとしますと、それを現在価値化するために、

毎年、その利益を4%で割っていく。

○日比野委員 何となく理解できました。いわゆる利息、自然環境の利息みたいな、社会的なという感じですね。分かりました。

○事務局（藤井副所長） そうですね。要は、利息を持って今の価値、例えば今の、先ほど出ました1億円があったら、過去、10年後には利息が幾らかたまりますよね。その分だけ目減りさせた形で現在の評価をするという意味です。

○日比野委員 何となく、感覚的に理解できました。

それと、その前のページかな、13ページで総事業費530億が590億になるとある。これは社会的にコストアップの時代ですから、よくこれだけで収まったなというのは感覚なのですが、その中に、大芝水門が10ページに課題になっているのは、これは含まれているのかいないのか。これざっと見たら100億、200億単位の設備更新になるのではないかと思うのですが、これは500億の中にまさか含まれていたら非常に嬉しいのですが、どうですか。

○事務局（和田課長） すみません。まだ事業化できておりませんので含まれておりません。

○日比野委員 はい、理解しました。ありがとうございます。

○事務局（藤井副所長） いや、すみません。今のはなしで、すみません。500億の中に含めております。

○日比野委員 それはありがたい。広島町を強靱化、広島町を洪水で溢れさせないためには、いくら中流域で一生懸命対策を取っても、まさか、まさかの、想定外の大洪水が来て広島町中であつという間に少しでも溢れた瞬間に、我々も含めてこの場におれないと思うのです。巨大な、その100万以上の人口を抱えた町中が何かなっちゃったというような、あり得ないことが、大芝水門で放水路のほうに少しでもかわすという対策を取ることができる、そういう感覚で私ども広島県民としては感覚を持っているので、どっかを対策取れば、必ずそのよそのところへ弱点は出てくるとは思うのですが、基本的にはこれもやっぱりロードマップに従って、今、機能しているからいいのではないかというものではないという感覚でおりますので、ありがたいです。ありがとうございます。

○内田座長 その意見についてはよろしかったですか。

最初何ですか、社会的割引率の前に御意見いただきましたよね。

○日比野委員 自然河川に少しでも近づけるとというのが、やはり川の本来の在り方ですよ

と、洪水だけが先に走ってはいけませんよというのは、意識の中に持っておかないといけないと思います。

○事務局（藤井副所長） それにつきましても掘削をどのようにやっていくか、単純に洪水が流れるだけという形ではなくて、いかにその自然環境をうまく創出できるかとか、そういういったところの観点も置きながら、掘削形状は検討しているところですので、御意見も含みながら、今後も検討していきたいと思っております。

○内田座長 御回答ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

○河合委員 もう一つだけ。

○内田座長 河合委員、よろしく申し上げます。

○河合委員 これ多分1日の小瀬川のときも出て、同じような意見が僕だけではなくて誰かから出た感じしますが、この14ページの貨幣換算が困難な効果等による評価のところですけど、僕ら素人が見ると、例えば整備前と整備後で、例えば避難率80%ぐらい避難した場合に、整備してもあまり差がないので、これぐらいしか助かる人の数が変わらない、例えば0%でも100人ぐらいしか変わらないということで、この間の説明で言えば、計算上こうなるということで、実際にはもっとその軽減効果があるということでしたけど、例えば、この図を直接出すかどうか分からないですけど、一般の人向けに公表した場合に、すごいお金をかけて、たとえB/Cが高くても、これぐらいしか軽減されないのだったら、どうかなと素人目で感じるのですが、何かこれはもう少し無理にすごく効果があると示せとは言わないのですが、もう少し何か現実に近いような、そういう死者数にしても、電力停止の影響についても何かできないのですかね。少しそれが気になるのですが、これ多分どこでも出ますよね。前の江の川のほうも。

○内田座長 そうですね。

○河合委員 何かどうも素人目で見ると、この例えばお金をかけてやってこれぐらいしか軽減できないのかという感じがどうもしてしまうのですが、何かほかによい方法は無いのかなと。感想です。

○内田座長 御回答お願いできますでしょうか。誤解を与えないように何か工夫はないかということだと思いますけども。

○事務局（藤井副所長） 御意見ありがとうございます。

実はこの貨幣換算できないものの評価というのは、もともとそのB/Cの評価自体が浸

かったことによる住家への被害とか、農作物への被害とか、そういった単純に貨幣換算できるものだけでB/Cというものを、元々算定しておりました。ただ、それ以外の効果もあるだろうという考え方から、こういった手引きができていますところでは。

死者数についても、海外であれば貨幣換算したりもしているところあるようなのですが、どうしても避難率によって、例えば100%避難すれば死者はゼロになる。それは当たり前の話ではあるのですが。

○河合委員 それはほとんど不可能。

○事務局（藤井副所長） そうですね。そういう不確定要素があると、どうしても計算上換算ができないので、こういった避難率が違っていると、これぐらいになりますよというのをある程度参考で出していくところではあります。ですので、逆にB/Cの効果として、今出しているもの以外がこういったものがあるかというものでお示しさせていただいているものの一例として、実はもっとほかにも沢山項目はいろいろあるのですが、こういったものを今お示しさせていただいているところでは。

おっしゃられるとおり我々もいろいろ効果を示していきたいなと思っている中での、一つの取組というところで御理解いただければと思っております。もう少しうまく示せば、いいものもあろうかと思しますので、その辺は検討したいと思っております。

○河合委員 11ページの図で見ても、あまり違いがないではないかな、この視覚上もそうですね、そんなに差が出ないので、何か工夫できないかなというのが、例えばこういうの、僕らよりもっと素人に出した場合に、この程度しか効果がないのだったらお金もつたないのではないのかといったような意見も出るかなという気がするので、何かできましたら、工夫されたらと思っております。

○事務局（藤井副所長） ありがとうございます。

11ページの効果につきましても、これは改修事業の効果ですので、実態として整備計画の目標にしている洪水調節ですね。そういったものを加えれば、もちろんこの辺も解消していくところではあるので、その辺も含めてうまく示せるように考えていきたいと思っております。

○内田座長 少し私がもしかしたら誤解しているのかもしれないのですが、もし間違えていたら訂正いただきたいのですが、今回、いずれも対象にしているのが整備計画目標流量ですね。今回、評価しているのは、これまで実施した事業に対するということですので、なので、整備計画が終わったら、この整備計画流量に対する被害はゼロになるはずで

すね。何かその目標に向かっていっているというのが、もしかしたら分かりにくいのかなど。今まで整備計画は1/100確率の洪水に対しても本来ゼロに、避難とか関係なく、ハード的にゼロにするという話をしているが、今まで整備計画に届いてないので、ここまでの成果でここまでできました、今後これやっていきますというのが少し読み取れないのではないかなと思ったのですが、私、誤解してますでしょうか。

○事務局（藤井副所長） 11ページは、左側が整備計画策定時点です。右側が整備計画の河道のメニューを全部やった時点になりますので、整備計画が終わった後のイメージになります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、整備計画の目標の中で洪水調節施設の検討が必要ということで、今、検討しているところですので、河道の効果としては、こういう効果になります。さらに洪水調節を入れると浸水被害、1/100確率の浸水被害がなくなるということになるので、実はミックスしないと最終的には効果が出てこないといった状態です。

○内田座長 現時点で整備計画に向かっている途中段階の評価であるということが分かるようになると、河合委員の御懸念もなくなるのかなという気がしますけど、そういうことでよろしいですか。

○河合委員 はい。

○事務局（藤井副所長） 資料-3の45ページを御覧いただければと思うのですが、若干時点が違う部分があるのですが、真ん中の浸水の図が、これが整備計画の策定時点ぐらいのイメージだと思っていただければと思います。その後、整備計画の目標が達成できると洪水調節施設と合わせると右側の図になるという形になりますので、一応、洪水調節施設等の効果と合わせて浸水がなくなるといった形になります。

ですので、資料-4の11ページに示している方法につきましては、先ほど申しましたとおり河道の整備ですね。堤防整備とか、掘削とかをした後の効果としては、これぐらいの効果と。ですので、洪水調節施設が逆に言うと必要というところがよく分かるころかなと思います。

○日比野委員 そういう説明をしておかないと、いわゆる洪水調節施設というのは、基本的には関係者がすごく多くて、まだスケジュールさえ立ってないと。そのレベルのものがいきなり使用前、使用後で出てきたら非常に危ないと思います。洪水調節施設が皆さんの合意のもとに、うまくできた暁にはという前提条件なしに、それでこれだけ金かけたから

もう終わったのかという、つまり逆の懸念をしますね。その辺注意する必要があると思います。

○内田座長 コメント、ありがとうございます。その辺誤解のないように書き方を検討いただければと思います。

ほか御意見、特に今日御発言いただいてない世羅委員、山本委員、近森委員におかれまして、もし御意見あれば伺いたいと思いますが、よろしいですか。

○世羅委員 それでは。

○内田座長 はい、お願いします。

○世羅委員 結論には全く影響のない、ささいなことでの質問なのですが、人口の統計が前回の国勢調査のデータになってるのはなぜですか。今回のこの再評価というのは令和7年なのに、令和2年の人口動態が用いられる。結論として、広島市近郊の人口は増加傾向にあると、最後に書いてあるのですが、実際には頭打ちであり、若干減少傾向にはなっていますよね。そういうバックグラウンドがなぜ5年前のものなのかが、少し理解できなかったのですが。

○事務局（和田課長） 大変申し訳ございません。今、令和7年度がまだ公表されておられませんので。

○世羅委員 ですから、国勢調査のデータしか使えないということですか。各市町村の人口動態はオープンにされていますよね、毎年のように。なぜそれを使わないのかなという。

一般にこれ公表されたときに、令和7年なのに広島市の人口ってまだ増加しているのかという誤解を生みますよね。何でそんな古いデータがバックグラウンドにあって、再評価になるのかなという、本当素人で申し訳ないのですが、単純にそこが少し気になったのですけど。

○事務局（藤井副所長） すみません。再評価のデータとしては、国勢調査のメッシュデータを使うようになっているので、そういう表現になっておりますが、委員のおっしゃられるとおりに各市町村発表している、その人口動態の結果もありますので、その辺も細かく出せるように考えたいと思います。

○内田座長 ありがとうございます。

誤解のないようにその辺はきちんとやっていただける。結論の12ページにあるのですね。最初のところに。

○世羅委員 あるのです。

○内田座長 あるのですね。なるほど、ここは※書きか何かないとまずいかもしいないですね。ルールに基づいてということで御説明は結構なのですが、委員言われるように、この結論にそれが残っちゃうとあれって思われることもあり得るので、何か対応策について御検討いただければと思います。それでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは御意見は出そろったということで、基本的には資料の修正等、特にさっきの結論のところは修正しないといけないかもしれませんが、最後の四角のところの今後の対応方針（案）ということで、事業継続は妥当という結論については御異論がないということでよろしいですか。ありがとうございました。

私から一つだけ、今回、懇談会の委員の皆様から、今回の整備計画の点検を越えた貴重な意見がいただきましたので、公表しなくてもいいですが、どっかで意見を残しておいていただいて、今後の計画の見直しのときとか、いろんなときにそれが生かせるような形にしていいただければ幸いです。

それでは、一通り議事が終わりましたので、マイクのほうは事務局に返したいと思えます。よろしくをお願いします。

○事務局（藤井副所長） 内田座長、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

これで御審議いただく議題は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては御審議いただき誠にありがとうございました。

本日の事業評価に関する審議結果につきましては、中国地方整備局事業評価監視委員会に報告させていただきます。

また、御審議いただきました内容、御意見につきましては議事録を作成しまして、委員の皆様にご確認をいただいた後にホームページにて公表させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議は終了となります。

4. 閉 会

○事務局（藤井副所長） 最後に閉会に当たり中国地方整備局河川部河川調査官、濱田より御挨拶申し上げます。

○事務局（濱田河川調査官） 失礼いたします。河川調査官、濱田でございます。

本日は内田委員長はじめ、委員の皆様、熱心な御議論ありがとうございました。特にい

ろいろ御指摘も頂戴いたしました。本日いただいた御指摘をしっかりと反映していきたいと思っております。

本日の中にも出てきましたが、流域治水、かなり皆さんに浸透しつつあるかなと思っております。さらに治水に加えて利水、環境をも加えた流域総合水管理といった形で動き出してきているというところがございます。やっぱり、これまでは自分たちの管理区間みたいなところだったのを、流域全体、皆さんが共同でということ動いております。これらもしっかり進めていかないといけないという状況でございます。

本日、御議論出ました。あと老朽化だとか、人件費、資材の高騰といったものもあります。今、国土強靱化の中期計画が策定されました。これをもってしっかり維持管理も含め、河川の整備を進めていきたいと思っております。進める上では、皆さん方の御意見をいただきながらしっかりと進めていきたいと思っております。

今後、太田川も含めてですが、整備計画に基づいて河川整備を進めてまいりたいと思いますので、引き続き、皆様方、御協力お願いできればと思っております。

本日は皆様、本当にありがとうございました。

○事務局（藤井副所長） 以上をもちまして、太田川河川整備懇談会を閉会します。

本日はありがとうございました。

—了—